

■せんだい郷六の杜 料金表◆令和6年8月現在◆3割負担

・料金一覧表 (利用者負担割合3割) 令和6年8月現在

要介護度	介護報酬 3割負担額 (1ヵ月=30日)	利用者負担 限度額区分	食費 (1ヶ月=30日計算) (日額)	居住費 (1ヶ月=30日計算) (日額)	1ヶ月(30日) あたり基本利用料	1日あたり 基本利用料
要介護1	76,455円	第1段階				
		第2段階				
		第3段階				
		第4段階	45,000円/月 <1,500円/日>	76,800円/月 <2,560円/日>	198,255円/月	6,609円/日
要介護2	82,925円	第1段階				
		第2段階				
		第3段階				
		第4段階	45,000円/月 <1,500円/日>	76,800円/月 <2,560円/日>	204,725円/月	6,824円/日
要介護3	90,704円	第1段階				
		第2段階				
		第3段階				
		第4段階	45,000円/月 <1,500円/日>	76,800円/月 <2,560円/日>	212,504円/月	7,083円/日
要介護4	98,071円	第1段階				
		第2段階				
		第3段階				
		第4段階	45,000円/月 <1,500円/日>	76,800円/月 <2,560円/日>	219,871円/月	7,329円/日
要介護5	105,228円	第1段階				
		第2段階				
		第3段階				
		第4段階	45,000円/月 <1,500円/日>	76,800円/月 <2,560円/日>	227,028円/月	7,568円/日

※総単位数に職員処遇改善加算Ⅰ、看護体制加算Ⅰ2、夜勤職員配置加算Ⅱ2、精神科医療養指導加算、科学的介護推進体制加算Ⅰ、認知症チーム推進加算Ⅱ、生産性向上推進体制加算Ⅱ、サービス提供体制加算Ⅱが増額されますを含んでいますが、今後の体制等により該当しない加算が生じた場合は、上記の金額より低い額となります。

※今後、施設体制の体制が整えば次の加算が算定されることとなります。

日常生活継続支援加算（1日あたり約47円）。左記加算算定の場合はサービス提供体制加算は算定されません。

※上記の他に、入所から30日間、又は30日を超える入院後もしくは外出後に施設に戻った場合は、その後30日間、初期加算として1日あたり30円いただきます。新規入所時のみ安全対策体制加算、1月あたり約21円いただきます。

※入院期間中に入院、又は居宅等への外泊をした場合、一月に6日（月を跨ぐ場合、最大12日間）を限度とし、上記の介護報酬1割負担額とは別に、1日あたり約253円をいただきます。

（入院及び外泊中は外泊時費用の他に居住費が発生いたします。但し、空床を短期入所で利用した場合は、費用が発生しません。）

※入居者の身体状況が、療養食加算、看取り加算など算定要件に該当する場合には、上記3割負担の他に、これらの加算を個別に3割分を負担いただきます。（算定要件に該当時に都度ご説明いたします）

◎その他の利用料

- ・理美容 ーカット1,700円、カット・顔そり2,200円、カラー・カット6,800円、パーマ・カット・カラー11,000円
- ・利用料 ー口座より毎月5日に引き落としとなります。（手数料はご家族負担となります）
- ・医療費、薬剤費 ーお薬代や医療費分については、今まで通り、実費負担となります。
- ・行事 ー行事（外出含む）など参加した場合、その費用を負担いただくことがあります。
- ・行事食 ー「行事食年間予定表及び承諾書」を参照してください。
- ・特殊クリーニング ー実費負担（通常の洗濯は施設対応で施設負担となります）
- ・その他 ー嗜好品等の購入等については実費負担となります。
- ・その他 ー嗜好品等の購入等については実費負担となります。